

国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議**2001年11月6日火曜日**

COP-7 代表者らは SBSTA と SBI の会合を行い、数多くの決定書草案と結論草案の採択を行った。メカニズム、遵守、議定書 5 条（方法上の問題）、7 条（情報の送付）、8 条（情報の検討）についても引き続き交渉が行われた。夕刻遅く、進捗について吟味すべく本会議が行われた。

SBSTA

SBSTA-15 の最終会議が午後行われ、会合の報告書と、附属書 I 締約国による報告及び GHG 目録に関する継続中の行動、バンカー油からの排出、LULUCF のための良好事例ガイドダンス、森林収穫と林製品による排出、技術移転、関連の国際機関との協力、教育・訓練・啓発、AIJ、クロアチアの特別な状況についての結論が話し合い無しで採択された。

組織上の問題については、代表者らは Philip Weech（バハマ）を SBSTA 副議長、Tatyana Ososkova（ウズベキスタン）を SBSTA の報告者として選出した。影響と適応の評価方法については、「全世界的及び地域的な」国際機関に対する言及を含めるよう、結論が修正された。ハイドロフルオロカーボンとパーフルオロカーボンに関連する問題についての結論は、「附属書 I 締約国のみがそのような排出を制限するための手段についての情報を更新するよう奨励される」という中国の提案を規定すべく修正された。よりクリーンなあるいは少量の温室効果ガス排出エネルギーについてのカナダの提案に関する結論が採択され、EU は同ワークショップについて定義のきちんとした委託事項の必要性を強調した。

政策及び措置(P&Ms)については、EU がその委託事項ではなく、2001 年 10 月のワークショップ報告書について言及することを提案した。サウジアラビアは、締約国がワークショップと P&Ms にかんする作業を進めるための今後の行動を検討し見解を提出するように呼びかけるパラグラフの削除を唱え、ポーランド、スイス、中央アフリカ共和国、カナダの反対にあった。話し合いの後、元々の結論が採択されたが、EU は採択に難色を示した。

IPCC の第 3 次報告書（TAR）関連の結論では、サウジアラビアとクウェートが本件を SBSTA-16 に延期することを提案した。EU 他はこの結論の採択を主張した。さらに非公式協議を行った後、妥協されたテキストが採択された。TAR の「意義」を評価することについての言及が削除され、TAR について提案されたワークショップの範囲は、「科学的不確実性」と「措置の効果」という記述を含めるよう修正された。

SBI

SBI は午後会合を行い、その議題についての検討を再開した。組織上の問題については、代表者らは Daniela Stoytcheva（ブルガリア）を SBI 副議長に、Emily Ojoo-Massawa（ケニア）を SBI の報告者に選出した。COP により SBI に照会された件については、代表者らは地球環境基金(GEF)の報告についての結論草案を採択した。その後、SBI は、附属書 II リストを修正してトルコを削除し、附属書 I 締約国としてのその特別な状況を認識するよう締約国に呼びかける決定を COP に対し提言することに合意した。カザフスタンの附属書 I に名

前を加えてほしいという提案については、批准後直ちに議定書の目的のためカザフスタンが附属書 I 締約国となると COP が認識するということをうたった結論を SBI は採択した。

COP-8 の日程と場所については、Karsten Sach (ドイツ) が、二つの締約国がホスト国となることをいまだ検討中であると報告した。その後、代表者らは 2005-2007 の会議関係機関の会合スケジュールについて、附属書 I 国別報告検討のためのガイドライン作成の実行可能性についての結論草案を採択し、第 3 回国別報告と専門家名簿の検討についての決定書草案を COP に対し提言した。SBI は、非附属書 I 締約国による第 1 回国別報告の第 3 回編集及び統合についての決定書草案を COP に提出した。専門家諮問グループ(CGЕ)については、コンタクト・グループ議長の Ojoo-Massawa が、後発開発途上国(LDC)グループの話し合いまで国家適応行動プログラム(NAPAs)と LDC 専門家グループに関するパラグラフを括弧のままにしておくことを主張した。関連の決定書草案の承認は延期された。

代表者らはまた、資金的・技術的支援の提供、CGE の報告書草案、2002-2003 のプログラム予算、2000-2001 の中間財務実績についての提言に関する結論草案を採択した。運営上・資金上の問題については、上納金の支払い遅延に対応するオプション候補についてまだ合意がなされていないことを認識し、代表者らは本件を SBI-16 に申し送ることを決定した。本部協定の実行については、進展は報告されず、本件は SBI-15 で終了となった。

Ashe 議長は、同会合の報告、LDCs 関連の問題、CGE についての検討は、木曜日に行われる次回の SBI 会合に譲ると述べた。

交渉グループ及び非公式協議

議定書 5・7・8 条：

5・7・8 条についての交渉グループは午前中会合を行い、未決案件についての作業を行った。日本は、メカニズム適格性の回復についての検討に対する同国の提案を強調した。複数の締約国がこの提案を支持したが、今後の SBSTA 会合で本件についてさらに詰めることを提案した。日本は、同提案についてなんらかの基本的合意に到達すべく二者間で話し合うことに合意し、3 条 1 項(割当量)遵守評価のための報告書の編纂及び計算の検討に対する別の提案を議題として提出した。

8 条 COP 決定書草案については、代表者らは、SBSTA-15 で未決のまま残ったもの数件を含む新規かつ追加的な議題についてのガイドラインの検討を開始するよう SBSTA-16 に求める文言について合意した。7 条 COP/MOP-1 決定書草案については、代表者らは、約束期間の内部留保についての情報提出不履行をメカニズム適格性のクライテリアにするとしたサブパラグラフを削除することに合意した。

その後代表者らは、7 条ガイドラインにおける未決の LULUCF 問題と関連の COP/MOP-1 決定書に移った。複数の締約国及び Dovland 議長による妥協案など、広範な議論の後、LULUCF パッケージが閣僚らに提出された。主な論点は、ボン合意に含まれる LULUCF 原則は 7 条ガイドラインにおける固有で強制的な報告要件となるべきか、あるいは前文の指針原則のままにしておくべきかどうかということである。

7 条 COP/MOP-1 決定書草案におけるメカニズム適格性損失の件については、締約国は年次目録提出不履行や、7%以上の排出源カテゴリーについての推計を入れなかったことに

よる適格性の失効など閾値(thresholds)に関する EU パッケージについて検討した。代表者らは、EU 提案に対し、メカニズム・グループにおける関連の協議の結果が出るまで暫定的に合意した。

P&Ms に関する 7 条 2 項 (国別報告) にもとづく報告に関しては、代表者らは、報告には COP や COP/MOP による関連の決定を考慮に入れるべきかどうかについて合意することができなかった。

夜の会合を再開して、同グループは 8 条におけるガイドラインの中の議定書 3 条 14 項 (悪影響) にもとづく情報の検討に関する括弧つきテキストについて検討を行った。Dovland 議長は、3 条 14 項にもとづく情報の年次報告・検討及び定期報告・検討を支持する妥協案を強調し、このような報告がメカニズム適格性の失効のきっかけとなるかどうか重要な出発点であると述べた。守秘性に関する新しいロシアの提案については、締約国は懸念を表明し、本件については解決を見なかった。7 条にもとづくガイドラインの中の補完性については、先進国・発展途上国間の一人当たり排出量格差の低減という目的を明言した中国の提案に法的背景が無いことをアメリカが強調し、カナダの支持を得た。非公式協議において作業が引き続き行われることが予想される。

遵守：

遵守に関する交渉グループが夕刻会合を行い、遵守、「EU/アンブレラ・グループによる遵守パッケージ案」、COP 決定書草案の新テキストに関する共同議長の新ノンペーパーについて検討した。カナダはこのパッケージ案を議題として提出し、これは誘因・上訴・遵守行動計画・17 条にもとづく移転を行う適格性の停止に焦点を当てたものであると強調した。G-77/中国と環境十全性グループはこのパッケージを支持した。その後、オランダは、共同議長の新ノンペーパーに反映されていない未決案件についての協議の結果を報告した。促進部の権限について、オランダは、同部が実施の疑義について対処する役目を持つ「唯一の部門」と規定する文言の削除について合意があったと報告した。促進部の採択する帰結について同国は、共通だが差異ある責任の原則と個々の能力に「もついで」ではなく、「を考慮して」帰結が適用されるということに代表者らが合意したと述べた。代表者らは、手順とメカニズムに関する共同議長の新ノンペーパーを修正されたとおりに合意した。その後 Everton Vargas (ブラジル) は、COP 決定書草案について自分が議長を務めた協議に関して報告を行い、同グループが自分の提案した決定書草案を編集上の修正つきで採択することを提言した。代表者らはこれに合意し、これにて交渉グループの作業は終了した。

メカニズム：

代表者らは短時間の交渉グループ午前会合を行った。Estrada 共同議長は、全ての締約国が受け入れることのできるメカニズムの新テキストを作成すべく共同議長が二者間の非公式協議を行うと述べた。同議長はまた、Murray Ward 議長による 7 条 4 項に関する草案作成グループが作業を継続し、排出目録と割当量の編集と計算の問題を扱った、割当量計算方法に関するノンペーパー第 3 部から作業を開始すると述べた。

代表者らは夜の会合を再開し、未決のメカニズム及び 7 条 4 項問題についての新テキストについて共同議長からフィードバックを受けた。Estrada 共同議長は、約束期間の内部留保、取引ログ、適格性クライテリア、削除単位など単位の定義に関する重要問題について進捗があったと報告した。7 条 4 項の交渉については、Ward 議長が、ノンペーパーの第 3

部については未決の意見相違が残っていると報告した。締約国は共同議長のメカニズムに関する新テキストを、複数の国がこれに合意しないことを理解した上で本会議に提出することに合意し、会合を終えた。

本会議

夕刻遅い時間の本会議で、COP-7の Elyazhi 議長は、交渉グループ議長らに進捗報告を行うよう呼びかけた。遵守グループの Slade 共同議長は、テキストは全面的に承認されたと報告し、Dovland 共同議長と共に全代表者に謝意を述べた。メカニズム・グループの Estrada 及び Chow 両共同議長は進捗について報告したものの、テキストに残された3つの草案作成グループによる「意見の分かれた」問題は閣僚に提出されることになった。5・7・8条については、Dovland 議長が、LULUCF 活動についての報告及び3条14項に関する報告不履行の検討と帰結という代表者らが解決できなかった二つの問題を名指した。同議長は、遵守に関する作業が終了すればこの問題はもっとたやすく解決されるかもしれないと述べ、7条4項に関するグループの作業はメカニズム・グループにおける関連の作業が終了するまで終わることができないと語った。

廊下にて

交渉担当者たちが遵守に関する話し合いでは成功を収めたもののメカニズムと5・7・8条においては成果があまり上がらなかったことを受けて、火曜日の夜の COP-7 は悲喜こもごもであった。遵守グループが作業を終了すると握手や抱き合う姿が見られたが、この取り決めを確保するにはトレードオフが必要そうであるとはやくも睨んでいるオブザーバーもある。メカニズム・グループの雰囲気はもっと抑えたものであった。共同議長の新テキストは括弧のないものであったが、多くの重要問題が未解決であることは明らかである。しかし、ペーパーが合意されていなくても、全員一致で支持されているわけではないが括弧の無いテキストの方が括弧だらけのものよりも良いと、楽観的な調子で語る者もあった。